

～保険代理店に求められるRMの知識～

20

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第20回 組織状況の確定③(5.3)

1. リスク基準の決定

「リスク基準の決定」とは、リスクの重大性を評価するための目安とする条件を決定することです。リスク基準はリスクの重大性や影響度を判定するための基準ですが、組織運営に合理的な判断基準である必要があります。

そのため、組織の価値観・目的及び資源、並びに外部状況及び内部状況に基づく必要があり、基準の中には規格・法律及び規制の要求事項や組織が合意するその他の要求事項から導き出されることがあります。

また、経営者の価値観によって組織の認識するリスクも違ってきますし、リスク許容量によってリスク対策に投下できる資源も異なるため、画一的なリスク基準は存在しないと考えられます。リスク基準は組織のリスクマネジメント方針に基づき、あらゆるリスクマネジメントプロセスにおいて最初に規定され、継続的にレビューする必要があります。

2. リスク基準の必要性

全社的なリスクマネジメントを推進していくためには、どのリスクがどの程度の影響を与えるのかについて全社共通の物差しを持つ必要があります。そうでなければ統一された全社的なリスク量として認識できないからです。

しかし、実際にはリスク毎に「起こりやすさ」や「結果」のリスク基準は異なる事も多く、リスクを分析・評価するためには複数のリスク基準からそのリスクにあったものを選択する

図1: リスク基準(例)

①定量的リスク基準		
結果	財務諸表	起こりやすさ
評価		発生サイクル
4	自己資本超	3年に1回
3	経常利益超	4～10年に1回
2	当期利益超	11年～20年に1回
1	当期利益以下	20年超に1回

図2: リスクマトリクスとリスクレベル(例)

①リスクマトリクス						
結果	評価1	評価2	評価3	評価4	起こりやすさ	
	S	H	H	H		評価4
	M	S	S	H		評価3
	L	M	M	S		評価2
	L	L	L	M		評価1

②リスクレベル

リスクレベル	重要度	責任者
H(high)	対策必須	CRO
S(serious)	要対策	リスクマネジャー
M(middle)	許容可能	部門長
L(low)	受容可能	特に無し

必要があります。

一般的には財務諸表等を基軸とした定量的基準と「経験値」や「人的損失」等の定性的な基準を決定し、それらの複数のリスク基準に基づいてリスク分析やリスク評価を実施することになります。(図1参照)

3. リスクマトリクスの作成

一般的にリスクアセスメントをするにあたっては、リスク基準に基づいてリスクを特定・分析し、分析結果に基づいてリスクをリスクマトリクスにプロットします。プロットされた位置によってリスクレベルを決定し、リスクの影響度や優先順位と共に、対策の必要性や方向性を決定することになります。(図2-①参照)

4. 考慮すべき要素

リスク基準には「起こりやすさ」の基準と「結果」の基準がありますが、それらの基準を定める上で考慮すべき要素は以下の通りです。リスク基準には大きく定量的基準と定性的基準等がありますが、リスク毎に異なるためリスクに応じて複数の基準を使い分ける必要性があります。

1) 原因及び発生しうる結果の性質及び種類、並びにこれらをどのように測定するか? どのような原因によってどのような結果が発生するのか? その結果の性質や種類にはどのようなものがあり、それらをどのように測定するのかを明確にします。

具体的には定量的な基準のみではなく定性的な基準である「パブリック性」や「人的損失」等を結果の基準として取り入れることがあります。(図1参照)

2) 起こりやすさをどのように規定するか?

起こりやすさの基準についても定量的な基準を用いて発生サイクルや発生件数、発生頻度等で測定するケースに加えて「可能性」や「経験値」等の定性的な基準を用いて実施する場合もあります。(図1参照)

3) 起こりやすさ及び/または結果を考える時間枠

リスクアセスメントを行う時間枠としてはゴーイングコンサーンを前提として特別な時間的区切りを持たないケースもあれば、目的によっては特定のプロジェクト期間で時間枠を設定したり、中・長期の経営計画期間に応じて時間枠を設定するケースもあります。(図1-①参照)

4) リスクレベルをどのように決定するか?

「リスクレベル」とは「結果」と「起こりやすさ」との組み合わせとして表されるリスクまたは組み合わせられたリスクの大きさを言います。リスクレベルについても特別な決まりがある訳ではありませんが、一般的にはリスクマトリクス上のリスクのプロット位置によって判定することが多いと考えられます。(図2-②)

5) ステークホルダの見解

ステークホルダへの影響度についてはステークホルダの企業に対する期待値や要求事項によって大きく変わってくるため、ステークホルダとのコミュニケーションに基づいたリスク基準を検討することが求められます。

6) リスクが受容可能または許容可能になるレベル

企業によってどこまでのリスクが受容できるかは異なってきますし、経営計画や将来のリターンによってリスクの許容レベルも変わってきますが、一般的には企業の財務力を基準として受容及び許容可能額を設定するケースが多いと考えられます。事例の場合は財務諸表の利益や純資産を基準にしています。(図2-②)

7) 複数のリスクの組み合わせを考慮に入れるのが望ましいか、また考慮に入れる場合には、どのような組み合わせをどのように考慮するか?

一つの事象は様々な異なる目的やステークホルダ、経営資源に対して異なる大きさの影響を及ぼすことがあり、それらを考慮した上でリスク基準を決定する必要があります。また、リスクは様々な損失に連鎖・派生していくため、最悪を想定し、どこまでをリスク分析の対象とするかも考慮しなければなりません。

5. 保険代理店の役割

保険代理店はお客様が適切なリスクアセスメントを実施できるように、リスク基準の策定を支援することが重要です。リスク基準が曖昧だと適切なリスクアセスメントができませんし、それは重要性の判断や保険選択の誤りに繋がる可能性もあります。リスク基準を定めるということは財務的な基準を決めることでもあり、財務リスク移転手法である保険提案に必要不可欠な情報を提供していただけます。

参考文献: ISO31000:2009リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会

継続年金の受給権評価

保証期間中に受取人が死亡 残存期間分は相続税の対象に

知ってトクする -855-

税務情報



予定利率をもとにした年金受給権の権利評価額計算

予定利率等をもとに年金受給権の権利評価額を算出する場合の計算は、年金の種類によって次のようになります(期末払いの場合。期首払いでは、確定年金支払期間や余命年数から1年を差し引いた期間が残存期間となります)。

●確定年金の場合

年金年額×残存期間(年金受取期間)に応ずる予定利率による複利年金現価率×1

※1 複利年金現価率は、一定金額を一定期間受け取れる年金の現在価値を求める際に用いる率です。

●終身年金の場合

年金年額×被保険者の受給権取得時の満年齢での平均余命(※2)に応ずる予定利率による複利年金現価率

※2 完全生命表による年齢別平均余命年数表によります。

●保証期間付終身年金

上記「確定年金」と終身年金のいずれか高いほうの金額

A 個人年金保険は、定額、変額、外貨建などさまざまな種類の商品が販売されており、ご質問者がどの商品を選択されるかについて問われてはいませんが、ここではわかりませんが、この場合は、A 個人年金保険は、定額、変額、外貨建などさまざまな種類の商品が販売されており、ご質問者がどの商品を選択されるかについて問われてはいませんが、この場合は、

解返金や一時金、予定利率等による最も高い額に

00万円の非課税財産の適用を受けることができず、ちなみに、年金保険契約の保険料負担者が死亡給付金受取人と同一であるときは一時所得の対象となり、被保険者でも死亡給付金受取人でもない者であるときは保険料負担者から死亡給付金

受取人への贈与として贈与税の対象となります。

次に年金支給開始後に、被保険者・年金受取人であるご質問者が死亡した場合です。終身保険で年金支払いがストップし、一定期間年金が支払われることが約束された確定年金や保証期間付年金での保証期間中の死亡受給権が相続財産になることはありません。しかし、一定期間年金が支払

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。この場合、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。

受取人が死亡したとき、死亡給付金を受取る権利が相続税の対象となります。